

第9期鳴門市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定支援業務仕様書

1 業務名

第9期鳴門市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定支援業務

2 業務目的

本業務は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「第9期鳴門市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（以下「第9期計画」という。）」の策定において、民間事業者の高齢者福祉及び介護保険の事業に関する高い専門性や経験を活用し、市内高齢者の状況及びニーズ把握のためのアンケート調査業務、及び第9期計画策定に向けた課題分析等計画策定支援業務を行うことを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

4 見積限度額

6,300,000円（消費税及び地方消費税を含む）

（内訳）令和4年度：2,700,000円

令和5年度：3,600,000円

※ この金額は、契約予定価格を示すものではない。

5 業務内容

業務内容は次のとおりとする。ただし、本内容は公告時点のものであり、今後、国の制度改正に関する通知や動向等によって変更が生じることがある。

(1) 「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の実施業務（令和4年度業務）

① 調査内容

ア 調査地域

日常生活圏域（市内5圏域）

イ 調査対象者

市内在住の要介護認定を受けていない高齢者 3,000人

（一般高齢者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援者）

ウ 調査項目

厚生労働省が示す調査票例を基本としつつ、市独自の調査項目（10項目以内）を追加し実施する。

エ 調査方法

郵送による配布・回収を行う。

② 業務内容

ア 調査票等の作成・印刷

委託者と協議の上、調査票及びその発送・回収に係る封筒等を作成・印刷する。

- 調査票：A4版16ページ程度。カラー用紙に1色刷。
- 発送用封筒：角2サイズ（窓あき）。
- 回収用封筒：長3サイズ。

イ 調査票等の発送・回収

調査票への宛名ラベル（宛名ラベルは委託者が作成する。）の貼付け、発送用封筒への調査票・返信用封筒の封入封緘、発送を行うとともに、回収用封筒を回収する。

※ 発送・回収に係る費用（作業費・郵送料等）は、全て委託料に含まれる。

ウ 調査結果の入力

上記イで回収した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」について、データ入力を行う。なお、データ入力にあたっては、厚生労働省が示す「地域包括ケア『見える化』システム」に調査結果を送信するためのCSVファイルに入力すること。

エ 調査結果の集計・分析

上記ウで入力した調査結果について、委託者・受託者協議の上、単純集計・クロス集計・日常生活圏域別集計・前回調査比較等、課題抽出に必要な集計・分析を行う。また、自由回答記載欄の取りまとめを行う。

オ 調査結果報告書の作成

第9期計画策定の基礎資料とするため、調査の集計・分析結果を図表やグラフを用いて分かりやすくまとめるとともに、本市における高齢者福祉・介護保険各分野における課題等の抽出を行い、調査結果報告書として作成する。

③ 成果品

ア 調査結果報告書（A4版印刷製本。1色刷。）50部

イ 調査票、調査結果報告書、調査集計結果及びその他関連資料に係る電子データ一式（Microsoft Word又はMicrosoft Excel、及びPDF）

ウ 「地域包括ケア『見える化』システム」送信用CSVデータ

(2) 「第9期計画」の策定支援業務（令和5年度業務）

① 国等の高齢者保健福祉・介護保険施策及び上位計画等との整合

- ア 国等の介護保険制度等にかかる制度改正、指針及び計画等の情報収集・課題整理
- イ 本市の上位計画及び関連計画との関係整理
- ウ 必要に応じて、他市の情報収集

② 本市の現状把握及び課題分析

- ア 第8期鳴門市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の検証・課題整理
- イ 「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」等の各種調査結果の分析
- ウ 介護給付実績に基づく現状分析
- エ 介護保険事業状況報告及び「地域包括ケア『見える化』システム」等による他の保険者との地域間比較等

③ 人口等推計及び介護サービス等必要見込み量の算出

- ア 市全体及び日常生活圏域単位で、人口（年齢3区分別。ただし、高齢者数は前期高齢者数及び後期高齢者数の内訳も併記）の推計
- イ 市全体及び日常生活圏域単位で、被保険者数（第1号被保険者数及び第2号被保険者数の内訳も併記）の推計
- ウ 市全体及び日常生活圏域単位で、要介護（要支援）認定者数（介護度別。また、第1号被保険者数及び第2号被保険者数の内訳も併記）の推計
- エ 市全体及び日常生活圏域単位で、一人暮らし高齢者数の推計
- オ 市全体及び日常生活圏域単位で、認知症高齢者数の推計
- カ 介護人材の需要及び供給見込みの推計
- キ 「地域包括ケア『見える化』システムを活用した介護サービス・地域支援事業の見込み量の推計
- ク その他、国が指定する推計値

④ 第9期計画素案の作成支援

- ア 上記①～③及び厚生労働省が示す基本指針等を踏まえた、計画書全体の構成に関する提案
- イ 計画素案の作成（デザイン・レイアウトを含む）

⑤ 会議等開催への支援

- ア 第9期計画策定委員会への出席及び議事録作成（5回程度開催予定）
- イ 第9期計画策定委員会の運営支援及び資料作成支援
- ウ 各種団体等との意見交換等の運営支援

⑥ その他第9期計画策定にかかる打ち合わせ等

⑦ 計画書等の作成

ア 計画書の作成

- 計画書の原稿作成（デザイン・レイアウトを含む）
- 計画書の印刷
 - ・ 規格：A4版140ページ程度（表紙はレザック66使用、無線綴じ製本）
 - ・ 色：目次等4色、本文1色（ユニバーサルデザインに配慮すること）
 - ・ 部数：200部

イ 計画書概要版の作成

- 計画書概要版の原稿作成（デザイン・レイアウトを含む）
- 計画書概要版の印刷
 - ・ 規格：A4版8ページ（中綴じ製本）
 - ・ 色：4色（ユニバーサルデザインに配慮すること）
 - ・ 部数：1,000部

⑧ 成果品

- ア 計画書200部及び電子データ（Microsoft Word及びPDF）
- イ 計画書概要版1,000部及び電子データ（Microsoft Word及びPDF）
- ウ 上記①～⑤において作成した資料等の電子データ（Microsoft Word、Microsoft Excel又はPDF）

6 委託料の支払い

令和4年度及び令和5年度それぞれの年度ごとに、当該年度の業務の履行を確認した後に、一括して委託料を支払うものとする。

7 その他

- ① 本業務の履行にあたっては、高齢者福祉計画、介護保険事業計画及びその策定に関する国の法制度等に熟知し、調査・計画策定の実績を有する者を1名以上確保すること。
- ② 本業務の実施にあたっては、鳴門市個人情報保護条例を遵守し、個人情報の適正管理を徹底するとともに、業務上知り得た個人情報等を漏らしてはならない。また、業務完了後についても同様とする。
- ③ 本業務で作成された成果品等に関する著作権等については、全て本市に帰属するものとする。
- ④ 受託者は担当課から申し出があった場合、真摯に担当課と協議等を行うこと。
- ⑤ 本業務に係る資料等の作成費用、成果品の作成費用、会議等出席に係る交通費その他本業務の実施に必要な経費は、すべて委託料に含まれる。
- ⑥ 本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた事項については、その都度、協議するものとする。